

小松市有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松市の資産を広告媒体とし、民間企業等の広告を掲載することに
関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告掲載は、民間企業等との協働による新たな財源の確保と、市民サービスの向上
及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める
ところによる。

- (1) 広告媒体 次に規定する市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市のホームページ
 - イ 市の公用車
 - ウ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の掲載期間、規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体ごとに所管する主管部局において定めるものとする。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管部局において定めるものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の募集により申し込みのあったときは、申込期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知しなければならない。

(審査機関)

第8条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、小松市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員長は広報主管部長を、委員は広報媒体主管課長のほか、財務管理主管課長、広報主管課長、公有財産主管課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、広告内容等広告の掲出に関して疑義が生じた場合等、必要と認めたときに委員長が招集する

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、広告媒体を主管する部局において処理する。

(広告掲載料の納入)

第11条 広告主は、第7条による掲載決定後、市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により広告掲載料を一括納入するものとする。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、市税等を完納していなければならない。
- 3 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、石川県屋外広告物条例（昭和39年条例第60号）に規定する許可を受けなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号に該当する場合は、広告掲載の決定を取消すことができる。

- (1)市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2)その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第14条 広告掲載料は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。